

猫繁殖制限措置推進事業補助制度

八幡浜市では、猫の不必要な繁殖の防止を図り、もって清潔で快適な生活衛生の保全及び環境の美化を図るために、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。

1. 補助対象者及び要件

- ・市内に住所を有する個人又は市内に事務所もしくは事業所を有する団体
- ・市税の滞納者でないもの
- ・市内で開業している動物病院で手術をした場合に限る。

2. 補助金額

下記のいずれか低い額とする。

- ① メス猫 10,000円 / オス猫 5,000円
- ② 不妊・去勢手術のために支払った費用



3. 利用者の方は、以下の内容に同意の上、申請してください。

- ① 不妊・去勢手術を受けさせる飼い主のいない猫を生息場所に戻す際は、トイレの設置、餌の適正な管理等を行い、周辺地域及び住民の生活衛生の保全と環境美化に努めます。
- ② 不妊・去勢手術を受けさせる飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては、終生屋内飼養が可能な者への譲渡に努めます。
- ③ 不妊・去勢手術を受けさせる飼い主のいない猫を自身で飼養する場合は、終生屋内飼養に努めます。
- ④ 不妊・去勢手術を受けさせる飼い主のいない猫には、耳カット等の不妊・去勢手術を施術したことが分かる識別措置を講じます。
- ⑤ 不妊・去勢手術を受けさせる飼い主のいない猫の健康状態が悪く、獣医師の判断により中止した場合に生じた費用は、全額自己負担になることに同意します。

裏面につづく

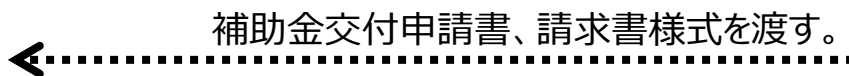
猫繁殖制限措置推進事業補助金申請の流れ

申請者

市（生活環境課）

申請の事前手続き

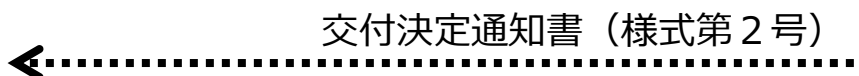
- ①補助金申請の相談に来る。
(申込書(同意書)に記入してもらう。)



動物病院で手術をする

- ②補助金交付申請書(様式第1号)を提出する。

- 添付資料
- I. 領収書(写しで可)
申請者氏名が記載されているもの
 - II. 手術後の猫の写真
手術したこと(耳カット)が分かるもの



交付決定後、請求する

- ③補助金交付請求書(様式第3号)を提出する。



【特例】

手術が実施できない時期(生後6カ月未満)の子猫を保護し、引き取っているものも適用する。ただし、保護した段階で市内の獣医師に診断をしてもらい、状況を把握しているものに限る。

●申請窓口及び問合せ先

生活環境課環境衛生係 0894-22-3111